令和５年度　入札方針　主な改正点

①入札の延期又は取りやめ、１者入札の取扱等について（新設）

入札公告後における入札の中止及び延期等を行う場合の通知方法について、電子入札システムにて通知する旨を新たに記載。

入札者が１人（以下「１者入札」という。）の場合において、これまでは、入札を取りやめ、入札不調としておりましたが、災害復旧工事等の緊急を要する案件及び特に市民生活等に大きな影響を与えると認められる災害対策等の案件については、早急な対応が求められることから１者入札の場合においても入札を執行するものとします。

※令和５年度入札方針　P11～P12 参照

②建設業法施行令の一部改正に伴う金額要件の変更について

建設業法施行令の一部改正（令和５年１月１日施行）による各種金額要件の変更に伴い、入札方針P13～P14の施工技術の確保について各種金額を変更するものです。

・特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金の下限
　4,000万円 ⇒ 4,500万円（建築一式工事の場合は6,000万円 ⇒ 7,000万円）
・主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限
　3,500万円 ⇒ 4,000万円（建築一式工事の場合は7,000万円 ⇒ 8,000万円）

※令和５年度入札方針　P13～P14参照

③水道施設工事のランク設定基準の変更について

令和４年度入札方針において、周知を行ったとおり、水道施設工事のランク設定における総合点数（ランクアップ・ランクダウンの点数の境界）を下記のとおり見直すものです。

【R5.5.31まで】	【R5.6.1以降】
イ　620点以上	イ　650点以上
ロ　619点～500点	ロ　649点～550点
ハ　499点以下	ハ　549点以下

※令和５年度入札方針　P19参照